

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

堀田丸正株式会社

取締役社長 平 岩 誠

第118回定時株主総会の招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、書面またはインターネットによって議決権行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前11時30分
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館9階 会議室

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内をいたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめ当社ウェブサイトをご確認下さいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.hotta-marusho.co.jp>)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第118期（自 2021年4月1日）
（至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期（自 2021年4月1日）
（至 2022年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 株式会社吉利との合併契約承認の件 |

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに行使して下さい。

- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. インターネット開示に関する事項

株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト

(<https://www.hotta-marusho.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

<新型コロナウイルス感染防止策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は、極力書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場下さいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合がありますこと、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会開催時点にて政府及び東京都より緊急事態宣言等の外出禁止措置等が発動されております場合には、株主総会会場へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.hotta-marusho.co.jp>)

- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙をご持参の上、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hotta-marusho.co.jp>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

●バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株皆様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株皆様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株皆様

証券会社に口座をお持ちの株皆様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社の口座のない株皆様（特別口座をお持ちの株皆様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日)における国内および世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が残る中、ワクチン接種の普及等の効果もあり、一部、回復の動きがみられましたが、国内の個人消費におきましては、新たな変異株の感染拡大の影響もあり依然不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社では、事業の成長性を鑑みた選択と集中を進め、事業部統合による機能の統廃合、経費の見直しならびに業務効率化、生産性向上による固定費の通減に取り組むとともに、顧客を起点とした商品調達や新たな収益構築に向けた基盤づくりを行ってまいりました。

その結果、前年に比べ売上高は減少しましたが営業損失は改善し、売上高37億1百万円(前期比2.0%減)、営業損失は1億73百万円(前期は営業損失5億36百万円)、経常損失は1億47百万円(前期は経常損失5億30百万円)、また、助成金収入を特別利益へ、新型コロナウイルス感染症の影響により発生した固定費(休業中の人件費等)を「感染症関連損失」に加え、寝装品卸売事業およびベビー・キッズ卸売事業を撤退したことによる費用を「事業撤退損失」として「特別損失」に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は2億7百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失8億9百万円)となりました。

② 事業別の営業概況

きもの事業は、第4四半期会計期間（2022年1月1日～2022年3月31日）において、新型コロナウイルスの感染対策を徹底した上で実施された東日本の大型催事販売会では、消費マインドの冷え込みもあり、前年に比べ集客が大幅に減少。西日本の大型催事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となり、売上高は、第3四半期累計期間（2021年4月1日～2021年12月31日）まで順調に推移していましたが通期では減少する結果となりました。一方で業務効率化ならびに経費見直しにより固定費削減が進捗し、営業損失は大幅に圧縮しております。連結子会社の（株）吉利におきましても継続した得意先への新たな商品提案、新規取引先の開拓による受注獲得が進むとともに経費削減が進捗いたしました。この結果、売上高6億7200万円（前期比3.3%減）、営業損失は3300万円（前期は営業損失1億8100万円）となりました。

ライフスタイル事業は、当連結会計年度末で撤退となる寝装品卸売事業の取引が減少。また、東北地区におけるギフト事業は、葬儀参列人数の抑制による影響を受けましたが、受注は堅調に推移し、売上高は前年比で増加いたしました。営業所の統廃合、固定費の削減等が進捗しましたが、寝装品卸売事業の撤退の影響を受け、売上・営業利益ともに前年比で減少となりました。この結果、売上高4億3300万円（前期比9.1%減）、営業利益は1200万円（前期比53.4%減）となりました。

ファッション事業は、東日本事業におきましては、得意先における催事販売会が新型コロナウイルスの感染対策を徹底した上で実施されたこと、また取引先店舗における個人の消費行動の回復も見られたこともあり、売上高、営業利益ともに前年比で増加いたしました。九州を拠点とする西日本事業は、婦人洋品事業は堅調に推移いたしました。ホームファッション事業ならびに当連結会計年度末で撤退となるベビー・キッズ卸売事業は取引の減少もあり低調となりました。ファッション事業全体では、前年に事業撤退した馬里邑事業の売上（2億6800万円）の減少もあり、前年比では売上高は減少となりましたが、業務の効率化、生産性の向上を図るとともに、販売費・一般管理費の見直しにより大幅な経費削減が進捗した結果、営業利益は増加となりました。この結果、売上高12億8300万円（前期比10.5%減）、営業利益は1100万円（前期は営業損失1億8000万円）となりました。

マテリアル事業は、OEM受託事業ならびに製品卸事業は、2021年10月1日～2022年3月31日は取引先の売上回復もあり受注増となりましたが、第2四半期累計期間（2021年4月1日～2021年9月30日）までの減少幅が大きく、売上高は減少となりました。国内の糸卸事業においては、原材料の調達遅れ等の影響もありましたが、2021年10月1日～2022年3月31日の受注が堅調に推移し、売上高は前年比で増加、業務効率の改善ならびに固定費の削減等により経費削減が進捗し、営業利益におきましても前年比で増加となりました。海外事業においては、継続した新規取引先の開拓、受注が進み、売上高が大幅に増加いたしました。この結果、売上高13億1100万円（前期比11.9%増）、営業利益は2800万円（前期比564.0%増）と増収増益となりました。

事業の種類別セグメントの売上高内訳

部 門	当連結会計年度（2021年4月～2022年3月）		前期（2020年4月～2021年3月）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
	百万円	%	百万円	%
き も の 事 業	672	18.2	695	18.4
ライフスタイル事業	433	11.7	477	12.6
ファッション事業	1,283	34.7	1,434	38.0
マテリアル事業	1,311	35.4	1,171	31.0
合 計	3,701	100.0	3,779	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状態

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状態

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の状態

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の状態

当社は2022年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会である株式会社丸正ベストパートナーグループと吸収合併を行い、同社の権利義務全部を承継いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状態

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失1億73百万円及び経常損失1億47百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2億7百万円を計上する結果となり、当社グループの業績は改善傾向にあります。当連結会計年度まで4期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。そのため、過去の業績も考慮し、継続企業の前提に関する注記を開示するまでに至りませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループといたしましては、来期の利益計画において、連結営業利益の黒字化を見込んでいるとともに、保有現預金から資金計画上、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

連結営業利益の黒字化に向けては、下記の戦略を考えております。

対処すべき課題といたしまして、依然として不透明な経営環境の中、継続して経費の見直し、最適化を進める一方で、成長への投資を進め、安定的・継続的に利益を創造する体制を構築すること、ならびにコスト上昇に対し、単純な価格転嫁ではなく、商材の価値を総合的に高めていくことと考えております。

具体的には、

- ①事業ポートフォリオ最適化
- ②マテリアル事業・ファッション事業へ重点的に経営資源を投下
- ③モノ作りを推進するとともに直販（D2C）事業を構築

上記の経営戦略を実行し、経営基盤の更なる安定と成長を目指して鋭意努力してまいり所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

区 分	第 115 期 2019年3月期	第 116 期 2020年3月期	第 117 期 2021年3月期	第 118 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高(百万円)	6,665	5,547	3,779	3,701
経常損失(△)(百万円)	△419	△206	△530	△147
親会社株主に帰属する当期 純損失(△)(百万円)	△465	△144	△809	△207
1株当たり当期純損失 (△)(円)	△8.28	△2.58	△14.40	△3.70
総 資 産(百万円)	5,722	5,107	4,040	3,821
純 資 産(百万円)	4,241	4,077	3,276	3,090
1株当たり純資産(円)	75.40	72.50	58.26	54.94

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、同社は当社の株式を35,000,000株(出資比率58.69%)保有しております。

親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社 吉利	百万円 10	% 100.00	和装小物の卸売販売
堀田(上海)貿易有限公司	千元 1,655	100.00	意匠燃糸事業(意匠燃糸の製造・卸売販売)

(11) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社及び連結子会社は主に和装品、宝飾品、和装小物等の卸売販売、婦人洋品等の製造・卸売販売、寝装品等の卸売販売及び意匠捺糸の製造・卸売販売、横ニットの企画・卸売販売を行っております。

事業内容と当社及び関係会社の位置付けは次のとおりであります。

- | | |
|-----------|--|
| きもの事業 | : 留袖、訪問着、振袖、袋帯等の和装品、宝石、貴金属等の指輪、ネックレス等の宝飾品、帯揚げ、帯ヅ、半衿、草履、着付小物等の和装小物品を卸売販売しております。
当社が企画及び販売するほか、株式会社吉利が卸売販売しております。 |
| ライフスタイル事業 | : 羽毛、羊毛ふとん、毛布、タオルケット等の寝装品と葬祭等のギフト商品を卸売販売しております。
当社が企画及び販売しております。 |
| ファッション事業 | : ブラウス、ニット、スカート、パンツ、ワンピース、スーツ等の婦人洋品とベビー・子供服等を卸売販売しております。
当社が製造・販売しております。 |
| マテリアル事業 | : リングヤーン、シャギーヤーン、ポーラヤーン、特殊紡績糸と横ニット等を製造・卸売販売しております。
当社が製造・販売するほか、堀田（上海）貿易有限公司が製造・卸売販売しております。 |

なお、当連結会計年度末にて「ライフスタイル事業」の寝装品卸売事業および「ファッション事業」のベビー・キッズ卸売事業から撤退いたしました。

(12) 主要な事業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名	称	所 在 地
堀田丸正株式会社	本 社	東京都中央区日本橋室町
	京 都 支 店	京都府京都市南区吉祥院中島町
	盛 岡 支 店	岩手県盛岡市流通センター
	厚 木 支 店	神奈川県厚木市岡田
	大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区平野町
	福 岡 支 店	福岡県福岡市東区多の津
	一 宮 支 店	愛知県一宮市花池

② 子会社の事業所

名 称		所 在 地
株 式 会 社 吉 利	本 社	東京都中央区日本橋室町
堀田(上海)貿易有限公司	本 社	中華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数 (名)	前期末比増減 (名)
き も の 事 業	29	2減
ライフスタイル事業	13	—
ファッション事業	22	5減
マテリアル事業	27	1減
全 社 (共 通)	13	2減
合 計	104	10減

(注) 1. 上記には、期中平均人員数35名の嘱託及び臨時従業員は含まれておりません。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
合計または平均	88名	8名減	51.09歳	14.1年

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（2022年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 59,640,348株（うち自己株式 3,395,953株）
- ③ 株主数 8,682名
- ④ 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
RIZAPグループ株式会社	35,000,000	62.23
株式会社ヤマノホールディングス	1,937,000	3.44
日本証券金融株式会社	392,100	0.70
株式会社SBI証券	352,200	0.63
横山 信孝	300,000	0.53
株式会社ヤマノネットワーク	230,150	0.41
楽天証券株式会社	224,400	0.40
山野愛子どろんこ美容株式会社	179,400	0.32
和田 修	177,400	0.32
飛田 常司	167,000	0.30

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,395,953株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	平 岩 誠	堀田（上海）貿易有限公司董事長 ㈱吉利代表取締役会長 ㈱ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長
取締役	矢 部 和 秀	当社常務執行役員管理本部長 ㈱吉利取締役
取締役	下 野 隆 充	当社執行役員営業本部長兼マテリアル事業部長 堀田（上海）貿易有限公司董事 ㈱吉利取締役
取締役	塩 田 徹	RIZAPグループ(㈱取締役 国内事業・人事・マーケティング・営業・DX統括 兼社長室長 ㈱サンケイリビング新聞社取締役 RIZAPトレーディング(㈱代表取締役社長 RIZAP(㈱取締役 RIZAP ENGLISH(㈱取締役 MRKホールディングス(㈱取締役 ㈱イデアインターナショナル取締役 SDエンターテイメント(㈱取締役 RIZAPビジネスイノベーション(㈱取締役 REXT(㈱代表取締役会長 RIZAPインベストメント(㈱取締役
取締役	小 島 茂	(有)プラン・ドゥ・シー代表取締役社長 ㈱ウィル取締役 SDエンターテイメント(㈱社外取締役監査等委員
取締役	大 塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所代表 SDエンターテイメント(㈱社外取締役監査等委員
常勤監査役	伊 井 三 喜 男	㈱吉利監査役
監査役	水 野 孝 平	水野税理士事務所代表 ㈱ヤマノ監査役
監査役	金 子 茂 男	金子茂男税理士事務所代表 (有)ジー・エイチ・アイ代表取締役

- (注) 1. 取締役小島茂氏及び大塚一暁氏は社外取締役であります。
2. 監査役水野孝平氏及び金子茂男氏は、社外監査役であります。
3. 監査役水野孝平氏及び金子茂男氏は、税理士として長年の経験があり、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役大塚一暁氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・及び重要な兼職状況
三好秀樹	2021年6月24日	任期満了	取締役社長（代表取締役） 堀田（上海）貿易有限公司董事長 ㈱丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長 ㈱吉利代表取締役会長

③ 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役全員（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役全員との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容

当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ㈱が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ㈱でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ㈱が負担しております。
- ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填することとしております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
- ・当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務者です。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、グループ役員報酬決定に関する基本方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本方針

1. 堀田丸正グループの業績及び企業価値の維持、向上を重視した報酬とする。
2. 業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材の確保、維持で

きる報酬水準とする。

3. 説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする。

b. 基本報酬（固定報酬）に関する方針

取締役報酬：基本報酬の水準は他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については業績、役割や責務を勘案して決定する。

監査役報酬：常勤、非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定する。

c. 業績連動報酬等（賞与）に関する方針

賞与総額は当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については単年度の連結業績、担当部門業績及び当該取締役の貢献度合いに応じて支給するものとする。但し単年度の業績等から下限は不支給とする。

- d. 報酬等の割合に関する方針
取締役：固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（賞与）で構成する。
ただし、社外取締役、非常勤取締役については監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。
監査役：企業の業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する立場を考慮し、固定報酬（基本報酬）のみで構成する。
- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
取締役の個人別の報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で報酬委員会において6月の定例取締役会までに審議、答申後、定時株主総会後の臨時取締役会で審議され決定する。また、報酬の支給開始時期は6月からとする。
監査役の個人別報酬等は、株主総会で承認された額の範囲内で監査役の協議において決定する。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項
役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置している。報酬委員会は、常勤取締役1名、社外取締役2名で構成され、審議の客観性を確保するために委員長は社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容について審議、答申を行っております。
- ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	4 (2)	9,600 (4,800)	9,600 (4,800)	— (—)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	7,950 (4,800)	7,950 (4,800)	— (—)
計	7 (4)	17,550 (9,600)	17,550 (9,600)	— (—)

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役6名、監査役3名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の員数は6名ですが、無支給者が2名いるため支給員数と相違しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、1990年6月28日開催の定時株主総会において月額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名であります。
5. 監査役の金銭報酬の額は、1990年6月28日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

ハ. 当事業年度中に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が役員を兼任する親会社ま

たは子会社等から、役員報酬として受けた報酬等の総額は11,700千円であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	小 島 茂	(有)ブラン・ドゥ・シー (株)ウィル SDエンターテイメント(株)	代表取締役社長 取締役 社外取締役監査等委員
取 締 役	大 塚 一 暁	大塚・川崎法律事務所 SDエンターテイメント(株)	代表 社外取締役監査等委員
監 査 役	水 野 孝 平	水野税理士事務所 (株)ヤマノ	代表 監査役
監 査 役	金 子 茂 男	金子茂男税理士事務所 (有)ジー・エイチ・アイ	代表 代表取締役

(注) 各法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役	小島 茂	当事業年度開催の取締役会15回中14回に出席し、主に社会保険労務士としての専門的な知識・見地から適宜質問し、意見を述べております。
取締役	大塚一暁	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	水野孝平	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会17回中17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	金子茂男	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会17回中16回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
双葉監査法人

- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18百万円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年6月17日開催の取締役会において、業務の適正化を図るための体制の整備に関する「内部統制システム構築に関する基本方針」を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、管理本部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、管理本部に通報窓口を設置し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

(イ) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ代表取締役社長、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行い、取締役及び監査役がこれら文書等を直ちに閲覧できる体制とする。

(イ) この社内規程と情報の管理については、監査役会の意見を得て、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めることを含めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 取締役会及び経営会議において経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクの評価を行う。

(イ) 各部門固有のリスクについては、それらの統括部門が関係部署と連携し、必要な規程、マニュアルの作成及びガイドラインの策定等を行い、体制整備を進める。

(ウ) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を備えるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
 - (イ) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - (ウ) 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 経営企画本部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務づける。
 - (イ) 当社取締役が出席するトレース会議を週1回開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対しトレース会議における報告を義務づける。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、管理本部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものを定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(ア) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するとともに、警察等の行政機関や外部専門機関等との連携・協力体制を構築する。

(イ) 管理本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2)業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために内部通報窓口を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが当該報告をしたことを理由として、不利益な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利益な扱いを行わないよう徹底しております。

また、当社の経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図るために重要なリスクを特定してリスク対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しており、災害を想定した訓練も行っております。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、取締役6名（内2名は、社外取締役）で構成され常勤監査役1名、社外監査役2名も出席しております。

当事業年度において、取締役会は、15回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社の経営企画本部及び管理本部が各子会社の経営管理体制を整備し、統括するとともに、関係会社管理規程に従い各子会社から当社に対し、適宜、事前承認・申請または報告を行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。

当事業年度において、監査役会は17回開催され、監査に関する重要な事項についての報告を受け、協議・決議を行っております。

また、常勤監査役は、監査報告会及びトレース会議などの重要会議に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、創業以来株主への利益還元を重要な課題として経営してまいりました。この方針の下、経営状況に応じた「安定配当の継続」及び「事業基盤強化に向けた内部留保の活用」を実現すべく、親会社であるRIZAPグループ株式会社の配当性向を鑑み、親会社株主に帰属する当期純利益の20%を配当性向の基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきます。引き続き業績の回復に全社をあげて対処し、早期に復配できますよう努力してまいります。

備考

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,639,081	流 動 負 債	706,590
現金及び預金	1,039,767	支払手形及び買掛金	343,236
受取手形	77,531	電子記録債務	215,887
売掛金	594,721	未払法人税等	13,131
電子記録債権	115,055	その他	134,334
商品及び製品	757,897	固 定 負 債	24,909
原材料及び貯蔵品	32,408	繰延税金負債	2,583
短期貸付金	1,000,000	その他	22,326
その他	38,118		
貸倒引当金	△16,418	負 債 合 計	731,500
固 定 資 産	182,725	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	81,522	株 主 資 本	3,053,580
建物	5,269	資本金	100,000
機械装置及び運搬具	318	資本剰余金	3,236,693
工具、器具及び備品	792	利益剰余金	106,468
土地	75,141	自己株式	△389,581
無 形 固 定 資 産	399	その他の包括利益累計額	36,726
その他	399	その他有価証券評価差額金	4,885
投資その他の資産	100,803	為替換算調整勘定	31,841
投資有価証券	42,778	純 資 産 合 計	3,090,307
その他	84,909	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,821,807
貸倒引当金	△26,883		
資 産 合 計	3,821,807		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

科 目	金 額	千円	千円
売 上 高			3,701,979
売 上 原 価			2,581,676
売 上 総 利 益			1,120,303
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,294,271
営 業 損 失 (△)			△173,968
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	15,104		
受 取 配 当 金	4,653		
為 替 差 益	580		
協 力 金 収 入	8,587		
そ の 他	1,018		29,945
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	201		
株 主 優 待 関 連 費 用	3,519		
そ の 他	195		3,916
経 常 損 失 (△)			△147,940
特 別 利 益 収 入			
助 成 金 収 入	23,734		23,734
特 別 損 失			
感 染 症 関 連 損 失	39,795		
事 業 撤 退 損 失	30,702		70,498
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)			△194,703
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,273		13,273
当 期 純 損 失 (△)			△207,976
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)			△207,976

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,937,570	1,236,150	△522,581	△389,581	3,261,557
当 期 変 動 額					
減資	△2,837,570	2,837,570			—
欠損補填		△837,026	837,026		—
親会社株主に帰属する当期純損失			△207,976		△207,976
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	△2,837,570	2,000,543	629,049	—	△207,976
当 期 末 残 高	100,000	3,236,693	106,468	△389,581	3,053,580

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	13,205	2,157	15,362	3,276,919
当 期 変 動 額				
減資				—
欠損補填				—
親会社株主に帰属する当期純損失				△207,976
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	△8,319	29,684	21,364	21,364
当 期 変 動 額 合 計	△8,319	29,684	21,364	△186,612
当 期 末 残 高	4,885	31,841	36,726	3,090,307

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 平塚俊充
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 岩野裕司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堀田丸正株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

堀田丸正株式会社 監査役会

常勤監査役 伊井三喜男 ㊟

社外監査役 水野孝平 ㊟

社外監査役 金子茂男 ㊟

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	3,165,393	流 動 負 債	602,872
現金及び預金	909,866	買掛金	275,757
受取手形	74,683	電子記録債務	203,374
売掛金	502,667	未払金	57,121
電子記録債権	114,906	未払費用	49,499
商品及び製品	460,218	その他	17,120
原材料及び貯蔵品	32,408	固 定 負 債	24,909
前渡金	105	繰延税金負債	2,583
前払費用	21,353	その他	22,326
短期貸付金	1,023,000	負 債 合 計	627,782
その他	41,437	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△15,253	株 主 資 本	2,935,587
固 定 資 産	402,862	資本金	100,000
有 形 固 定 資 産	80,729	資本剰余金	3,306,694
建物	5,269	資本準備金	100,000
その他	318	その他資本剰余金	3,206,694
土地	75,141	利 益 剰 余 金	△81,525
無 形 固 定 資 産	129	利益準備金	109,129
ソフトウェア	129	その他利益剰余金	△190,654
投 資 其 他 の 資 産	322,002	繰越利益剰余金	△190,654
投資有価証券	42,778	自 己 株 式	△389,581
関係会社株式	21,662	評価・換算差額等	4,885
出資金	6,020	その他有価証券評価差額金	4,885
関係会社長期貸付金	252,000	純 資 産 合 計	2,940,472
その他	71,816	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,568,255
貸倒引当金	△72,274		
資 産 合 計	3,568,255		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

科 目	金 額
	千円
売上高	3,054,228
売上原価	2,090,120
売上総利益	964,108
販売費及び一般管理費	1,104,363
営業損失(△)	△140,255
営業外収益	
受取利息	17,994
受取配当金	2,491
為替差益	490
協力金収入	4,500
その他	757
営業外費用	
支払利息	150
株主優待関連費用	3,519
貸倒引当金組入額	17,242
その他	174
経常損失(△)	△135,109
特別利益	
助成金収入	18,589
その他	1,289
特別損失	
感染症関連連損失	35,455
事業撤退損失	30,702
税引前当期純損失(△)	△181,388
法人税、住民税及び事業税	9,266
当期純損失(△)	△190,654

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当 期 首 残 高	2,937,570	1,085,689	220,461	1,306,151	109,129	△837,026	△727,897	△389,581	3,126,242
当 期 変 動 額									
減資	△2,837,570	△985,689	3,823,259	2,837,570					-
欠損補填			△837,026	△837,026		837,026	837,026		-
当 期 純 損 失						△190,654	△190,654		△190,654
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	△2,837,570	△985,689	2,986,233	2,000,543	-	646,372	646,372	-	△190,654
当 期 末 残 高	100,000	100,000	3,206,694	3,306,694	109,129	△190,654	△81,525	△389,581	2,935,587

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	13,205	13,205	3,139,447
当 期 変 動 額			
減資			-
欠損補填			-
当 期 純 損 失			△190,654
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△8,319	△8,319	△8,319
当 期 変 動 額 合 計	△8,319	△8,319	△198,974
当 期 末 残 高	4,885	4,885	2,940,472

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

堀田丸正株式会社
取締役会 御中

双葉監査法人
東京都新宿区
代表社員 公認会計士 平塚俊充
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 岩野裕司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堀田丸正株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、および阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行致します。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終の時をもって効力が発生するものと致します。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会書類等の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規程の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(3) 場所の定めのない株主総会を実施するための変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の

施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第14条第3項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款の一部変更は、上期の経済産業大臣および法務大臣の確認を当社が得ることを条件として、効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 （条文省略）</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 （条文省略）</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(削除)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 （現行通り）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 （現行通り）</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2. 前項のほか、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条及び第16条 (条文省略)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第18条及び第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2. 前項のほか、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>3. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第15条及び第16条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の収集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</u></p> <p>第18条及び第19条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、14名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第23条及び第24条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、14名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行通り)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. (現行通り)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条及び第24条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の合意があるときは、収集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条 当社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に応じ、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の合意があるときは、収集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (現行通り)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条 当社は取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に応じ、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第29条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条～第33条（条文省略）</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u></p> <p><u>第34条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の満了の時までとする。</u></p> <p><u>(欠員)</u></p> <p><u>第37条 監査役が辞任その他の事由により退任した場合において、法定の員数を欠くに至らないときは、補欠の選任を行うことを要しない。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条～第33条（現行通り）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第38条 監査役会は、その決議において監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第39条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(招集通知)</u> <u>第41条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(決議の方法)</u> <u>第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第43条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名押印する。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第44条 当社は、取締役会の決議によつて、監査役（監査役であった者も含む。）の会社法423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第36条 監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 <u>第45条及び第46条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 <u>第39条及び第40条</u> (現行通り)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) <u>第47条</u> 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議により、<u>監査役会の同意</u>を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) <u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議により、<u>監査等委員会の同意</u>を得て定める。</p>
<p><u>第48条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第42条</u> (現行通り)</p>
<p>第7章 計算 <u>第49条～第51条</u> (現行通り)</p>	<p>第7章 計算 <u>第43条～第45条</u> (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 当社は第118期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(株主総会の場所に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第14条第3項の場所の定めのない株主総会を可能とする規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 第118期定時株主総会の決議による、変更前定款第17条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、前項で言う変更前定款第17条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひら いわ まこと 平 岩 誠 (1973年7月20日生)	1997年4月 明和地所株式会社入社 1999年2月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2006年11月 株式会社ドン・キホーテ入社 2014年3月 MARUKAI CORPORATION Senior Vice President 2018年6月 RIZAPグループ株式会社入社 2018年10月 株式会社ご馳走屋惣兵衛取締役 2019年4月 株式会社ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長（現任） 2020年5月 株式会社トレセンテ代表取締役社長 2020年6月 夢展望株式会社常務取締役 2021年6月 当社代表取締役社長（現任） 2021年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ代表取締役社長 2021年6月 堀田（上海）貿易有限公司董事長（現任） 2021年6月 株式会社吉利代表取締役会長（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 平岩誠氏は、大手小売企業で営業要職の豊富な経験と知見を有しております。RIZAPグループ入社後は、主要グループ会社の経営執行責任者として、経営の重要事項の決定及び業務遂行に対する監督など適切な役割を果たしております。同氏の豊富な経験と見識を当社の経営判断に活かすことを期待して、引き続き取締役の候補者となりました。			
2	や べ かず ひで 矢 部 和 秀 (1969年10月18日生)	1993年4月 当社入社 2005年7月 当社管理本部経理財務部長 2008年8月 当社執行役員連結上場管理室長 2009年6月 当社執行役員管理本部長 2009年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役 2015年6月 当社取締役管理本部長 2015年8月 株式会社吉利取締役 2018年6月 当社常務執行役員管理本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長（現任） 2019年6月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役 2019年6月 株式会社吉利取締役（現任）	4,072株
【取締役候補者とした理由】 矢部和秀氏は、管理部門及び当社グループ会社の取締役を歴任するなど、豊富な経験と経理・財務の分野での相当程度の知見を有しております。現在は、当社グループの管理部門を担当しグループ全体の監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	下野 隆充 <small>しも の たか みつ</small> <small>下 野 隆 充</small> (1971年2月12日生)	1994年4月 堀田産業株式会社入社 2012年7月 当社堀田ファンシーヤーン事業部長 2013年7月 当社執行役員堀田ファンシーヤーン事業部長 2014年2月 堀田（上海）貿易有限公司董事（現任） 2016年6月 当社取締役 2016年9月 当社執行役員イエリデザイン事業部長 2016年10月 株式会社丸正ベストパートナーグループ取締役 2017年6月 株式会社吉利取締役（現任） 2019年6月 当社取締役執行役員ファンシーヤーン事業部長 2020年6月 当社取締役執行役員営業本部長兼ファンシーヤーン事業部長 2021年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼マテリアル事業部長 2022年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼ファッション事業部長（現任）	4,304株
【取締役候補者とした理由】 下野隆充氏は、営業部門での豊富な経験と高度な知識を有しており、当社の意匠燃糸事業であるマテリアル事業部の責任者として、意匠燃糸事業の推進と多様化するマーケットに対し事業領域の拡大推進を行ってまいりました。現任であるファッション事業の今後の拡大推進に寄与するとともに、営業部門を中心に適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役の候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	塩田徹 (1973年8月21日生)	1997年4月 株式会社大林組入社 2000年3月 アイ・ビー・エムビジネスコンサルティングサービス株式会社(現日本アイ・ビー・エム株式会社)入社 2009年1月 株式会社ワールド入社 2015年4月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社(現PHCホールディングス株式会社)入社 入社人事部長・総務部長・CEOオフィス部長 2019年6月 RIZAPグループ株式会社入社 2019年8月 同社人事本部長 2019年11月 同社人事本部長兼法務・リスクマネジメント本部長 2019年12月 同社執行役員グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年4月 RIZAPインベストメント株式会社取締役(現任) 2020年4月 RIZAP ENGLISH株式会社取締役(現任) 2020年5月 RIZAPグループ株式会社執行役員社長室長グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年5月 株式会社サンケイリビング新聞社取締役副会長 2020年6月 株式会社ワンダーコーポレーション取締役 当社取締役(現任) 2020年6月 株式会社馬里邑取締役 2020年6月 MRKホールディングス株式会社取締役(現任) 2020年6月 RIZAPグループ株式会社取締役執行役員社長室長グループ人事・総務・法務・リスクマネジメント統括 2020年7月 RIZAPトレーディング株式会社代表取締役社長(現任) 2020年8月 RIZAP株式会社取締役(現任) 2020年9月 株式会社イデアインターナショナル取締役(現任) 2020年12月 SDエンターテイメント株式会社取締役(現任) 2020年12月 RIZAPビジネスイノベーション株式会社取締役 2021年2月 RIZAPグループ株式会社取締役国内事業・人事・マーケティング・営業統括兼社長室長 2021年3月 RIZAPグループ株式会社取締役国内事業・人事・マーケティング・営業・DX統括兼社長室長 2021年4月 REXT株式会社取締役会長 2021年4月 株式会社サンケイリビング新聞社取締役(現任) 2021年4月 株式会社ワンダーコーポレーション取締役 2021年8月 REXT株式会社代表取締役会長 2022年4月 RIZAPグループ株式会社取締役国内事業・マーケティング・人事・DX統括、社長室長、RIZAP事業統括、REXT事業統括(現任) 2022年4月 株式会社アンティローザ代表取締役会長(現任) 2022年4月 RIZAPビジネスイノベーション株式会社代表取締役社長(現任) 2022年4月 REXT株式会社代表取締役社長(現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 塩田徹氏は、大手企業の人事、総務部門の要職を歴任し、豊富な知識と知見を有しております。RIZAPグループ入社後は同社の人事、総務、法務、リスクマネジメント、営業統括部門の業務執行責任者としての立場で、グループ管理部門の統括的な役割を担っております。他にもグループ会社の取締役を兼任しており、同氏の豊富な経験と見識を当社の経営判断に活かすことを期待して、引き続き取締役の候補者いたしました。			

- (注) 1. 塩田徹氏は、現在、当社の親会社であるRIZAPグループ(株)の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、略歴に記載のとおりであります。
2. その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ(株)が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- 当該保険契約の内容は以下のとおりです。
- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ(株)でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ(株)が負担しております。
 - ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
 - ・各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	伊井三喜男 (1956年4月2日生)	1972年12月 千代田きもの株式会社入社 総務部 2001年4月 株式会社丸正（現：堀田丸正株式会社）へ 吸収合併により入社 和装事業部営業経理課 2013年7月 当社和装事業部業務管理部長 2017年10月 当社管理本部債権管理部 2018年4月 当社京都支店内部監査室 2021年6月 当社常勤監査役（現任） 2021年6月 ㈱吉利監査役（現任） 2021年6月 ㈱丸正ベストパートナーグループ監査役	4,000株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 伊井三喜男氏は、当社入社より和装事業部の総務業務から債権管理業務に亘って幅広く管理業務経験があり、京都支店での内部監査業務従事後、2021年に常勤監査役に就任しております。これまで培った豊富な知見と監査に関する見識を活かすことを期待して、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	こじま しげる 小島 茂 (1968年1月9日生)	1991年4月 学校法人高宮学園代々木ゼミナール入社 2002年4月 小島社会保険労務士事務所開業 2002年9月 有限会社プラン・ドゥ・シー代表取締役社長（現任） 2005年1月 株式会社エスネットワークス入社 2007年1月 ヒューマンテラス株式会社取締役 2009年4月 株式会社イーエスピーロール代表取締役社長 2010年5月 株式会社ウィル取締役（現任） 2015年4月 株式会社エスネットワークス監査役 2016年8月 株式会社HAPiNS監査役 2017年6月 株式会社HAPiNS社外取締役監査等委員 2017年6月 当社社外取締役（現任） 2018年5月 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役監査等委員 2021年4月 REXT株式会社社外取締役監査等委員 2021年6月 SDエンターテイメント株式会社社外取締役監査等委員（現任）	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小島茂氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は社会保険労務士としての専門的知識と企業経営者としての豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、有益な助言等をいただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			
3	おおつか かずあき 大塚 一暁 (1981年8月14日生)	2006年9月 弁護士登録 2006年9月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 2012年9月 大塚・川崎法律事務所代表（現任） 2017年6月 当社社外取締役（現任） 2018年5月 株式会社ワンダーコーポレーション社外取締役監査等委員 2020年6月 株式会社ジーンズメイト社外取締役監査等委員 2021年4月 REXT株式会社社外取締役監査等委員 2021年6月 SDエンターテイメント株式会社社外取締役監査等委員（現任）	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>大塚一暁氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての法的視点及び幅広い見識から、企業法務の分野を中心に法令やリスク管理等にかかわる豊富な業務経験を有しており、経営の監視を遂行するために適任であり、取締役会の監督機能の強化に繋がることを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小島茂氏及び大塚一暎氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、大塚一暎氏を㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 小島茂、大塚一暎の両氏は、当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|--------|----|
| 小島 茂氏 | 5年 |
| 大塚 一暎氏 | 5年 |
4. 当社は、小島茂、大塚一暎の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ㈱が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
当該保険契約の内容は以下のとおりです。
- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ㈱でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ㈱が負担しております。
 - ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
 - ・各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
金子茂男 (1967年12月24日生)	1993年2月 鈴木保税務会計事務所入所 1996年12月 税理士登録 2000年10月 山田ビジネスコンサルティング株式会社入社 2003年9月 株式会社すずのき経理財務部長 2004年4月 金子茂男税理士事務所代表(現任) 2005年5月 (有)ジー・エイチ・アイ代表取締役(現任) 2009年4月 株式会社すずのき監査役 2016年6月 当社監査役(現任)	一株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>金子茂男氏は、税理士としての豊富な経験と税務及び会計に関する専門知識を有しており、企業監査役を経験を経て、2016年より当社の監査役に就任し多大な貢献をしてきました。同氏の豊富な経験と高い見識を活かすことを期待して、新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 金子茂男氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 金子茂男氏は、当社の現任の社外監査役であり、監査役としての在任年数は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、金子茂男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。同氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該契約を改めて締結する予定であります。
5. 当社における役員等賠償責任保険は、親会社であるRIZAPグループ㈱が保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
- 当該保険契約の内容は以下のとおりです。
- ・当該保険契約は親会社であるRIZAPグループ㈱でグループ各社を含め包括的に契約しており、保険料についても全額RIZAPグループ㈱が負担しております。
 - ・被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償については、補填の対象外となっております。
 - ・当候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の定時株主総会において月額20,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、月額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第118期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告17頁から19頁に記載の通りです。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決されますと、4名（うち社外取締役は0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を月額2,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと3名になります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 株式会社吉利との合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

株式会社吉利は当社の完全子会社であり、量販店・専門店を中心に和装小物の卸売販売を行っており、百貨店・専門店を中心に和装品の卸売販売を展開する当社きもの事業部と取扱商品が差別化されております。

今般、同社を統合することにより、きものから小物に至るトータル提案による営業強化と事業拡大を図り、同時に管理コストの合理化と資金管理の効率化等を

図ることを目的に、当社を存続会社として同社を吸収合併（以下、「本合併」といいます。）するものであります。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じることが見込まれるため、会社法第796条第3項但書及び第795条第2項第1号の規定により本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 合併契約の内容の概要

当社及び株式会社吉利が2022年5月18日付で締結した本合併契約の内容は次のとおりです。

合 併 契 約 書 (写)

堀田丸正株式会社（以下「甲」という）と株式会社吉利（以下「乙」という）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、次条以下の条件に従って合併（以下「本合併」という）する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

①甲（吸収合併存続会社）

商 号 堀田丸正株式会社

住 所 東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

②乙（吸収合併消滅会社）

商 号 株式会社吉利

住 所 東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号

第3条（本合併に係る割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するので、本合併に際し、一切の対価の交付は行わないものとする。

第4条（資本金および準備金の額）

甲は、乙の発行済株式の全部を有するので、本合併による資本金及び準備金は増加しないものとする。

第5条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2022年10月1日（以下「効力発生日」という）とする。ただし、効力発生日の前日までに合併に必要な手続きが遂行できないとき、その他本合併手続きの進行に応じ必要あるときは、甲及び乙において協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第6条（合併承認株主総会）

甲は、2022年6月30日迄に株主総会を開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を得るものとする。ただし、諸手続の進行状況に応じ必要があるときは、甲乙間において協議の上、この期限を変更することができる。

第7条（会社財産等の引継）

- 1 乙は、2022年9月30日最終の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、2022年9月30日最終の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務を運営し、かつ、財産を管理すべきものとし、その業務または財産に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に協議の上、その合意のもとに行わなければならない。

第9条（経費負担）

合併統合において、発生する甲と乙の合併及び解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（従業員の待遇）

甲は、合併効力発生日に、同日現在乙に勤務する従業員を甲の従業員として、引き続き雇用する。ただし、勤続年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の取扱いについては、甲乙協議の上決定する。

第11条（退任役員の取扱い）

乙の取締役であって、合併に際して、甲の取締役に就任しない者がいるときは、その者に対する退任手続等に関する取扱いは、あらかじめ甲乙協議の上、決定する。

第12条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の保有株式等の重要な資産の売却、事業譲渡等もしくは天災地変その他の重大な事由により、その資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合又は生じるおそれがある場合、甲乙協議の上、甲乙の株主総会における承認を経ることなく、その取締役会決議により、本契約の解除、又は条件の変更を行うことができる。

第13条（合併契約の効力）

- 1 本契約は、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認を得ることを条件として効力を生じる。ただし、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。
- 2 前条及び前項の定めに関わらず、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認を得た場合であっても、合併の効力発生日までに、甲が、その保有する乙の株式を第三者に譲渡する旨を決定した場合には、本契約は当然にその効力を失うものとする。

第14条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙は記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有するものとする。

2022年5月18日

甲：東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号
堀田丸正株式会社
代表取締役社長 平岩 誠

乙：東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号
株式会社吉利
代表取締役会長 平岩 誠

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

- (1) 合併対価の相当性に関する事項
当社は吸収消滅会社である株式会社吉利の発行済株式の全部を所有しているため、本合併により株式その他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増加はありません。
- (2) 合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。
- (3) 株式会社吉利の最終事業年度に係る計算書類等
株式会社吉利の最終事業年度に係る計算書類等の内容については、69頁から74頁の参考資料に記載の通りです。
- (4) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
 - ①当社
該当事項はありません。
 - ②株式会社吉利
該当事項はありません

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の全般的状況

当会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）における国内および世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が残る中、ワクチン接種の普及等の効果もあり、一部、回復の動きがみられましたが、国内の個人消費におきましては、新たな変異株の感染拡大の影響もあり依然不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社では、事業の成長性を鑑みた選択と集中を進め、経費の見直しならびに業務効率化、生産性向上による固定費の逓減に取り組むとともに、顧客を起点とした商品調達や新たな収益構築に向けた基盤づくりを行ってまいりました。

このような事業環境のもと、当社は、得意先の和装小物の取り扱いの環境は厳しい状況にありましたが、売上高は前年比100.1%の2億96百万円となりました。また、人件費や販売経費などの削減を行った結果、営業損失は17百万円となりました。

経常損失は17百万円、助成金受取額5百万円を特別利益に、また、コロナ関連損失4百万円を特別損失に計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失は17百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

- ① 当会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ② 当会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受の様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題といたしましては、安定的・継続的に利益を確保できる体制の構築であると考えております。

安定的・継続的に利益を確保する体制の構築として、

- ① 大手量販店との展開の強化、
- ② EC活用によるB toBビジネスの構築、
- ③ 技術を活かした新商品の開発、
- ④ 和装小物以外の商品取扱い

の経営戦略を実行し経営基盤の安定に向けて鋭意努力してまいります。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 2019年 3 月期	第 5 期 2020年 3 月期	第 6 期 2021年 3 月期	第 7 期 (当会計年度) 2022年 3 月
売 上 高(百万円)	620	456	296	296
経常利益または経常 損失(△)(百万円)	4	△27	△35	△17
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益 (百万円)	4	△27	△18	△17
1株当たり当期純利益または1株当 たり 登 記 純 損 失 (△) (円)	2112.02	△138,221.85	△92,984.12	△86,212.96
総 資 産 (百万円)	395	381	358	332
純 資 産 (百万円)	13	△14	△32	△50
1株当たり純資産 (円)	6696.54	△71,256.47	△164,240.60	△250,453.96

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は堀田丸正株式会社であり、同社は当社の株式を200株
(出資比率100.0%)保有しております。

(11) 主要な事業内容 (2022年 3月31日現在)

当社は主に和装小物品の卸売販売を行っております。

(12) 主要な事業所 (2022年 3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名	称	所 在 地
株 式 会 社 吉 利	本 社	東京都中央区日本橋室町

(13) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数
合計または平均	10名

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

堀田丸正株式会社 225百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況（2022年3月31日現在）

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 200株
- ②発行済株式の総数 200株
- ③株主数 1名（堀田丸正株式会社）

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	平 岩 誠	堀田丸正(株)代表取締役社長 堀田（上海）貿易有限公司董事長 (株)ご馳走屋惣兵衛代表取締役社長
取締役	矢 部 和 秀	堀田丸正(株)取締役常務執行役員管理本部長
取締役	下 野 隆 充	堀田丸正(株)取締役執行役員営業本部長 堀田（上海）貿易有限公司董事
常勤監査役	伊 井 三 喜 男	堀田丸正(株)監査役

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	332,270	流動負債	180,611
現金及び預金	852	買掛金	31,548
受取手形	2,848	短期借入金	23,000
売掛金	189,196	電子記録債務	12,512
電子記録債権	149	未払金	105,722
商品及び製品	137,389	預り金	183
前払費用	845	未払費用	4,149
未収入金	781	未払消費税等	727
返品資産	1,468	未払法人税等	191
貸倒引当金	△1,261	返品負債	2,360
固定資産	250	保証債務	215
投資その他の資産	250	固定負債	202,000
更生債権等	4,839	長期借入金	202,000
その他	250	負債合計	382,611
貸倒引当金	△4,839	純資産の部	
資産合計	332,520	株主資本	△50,090
		資本金	10,000
		利益剰余金	△60,090
		繰越利益剰余金	△60,090
		純資産合計	△50,090
		負債・純資産合計	332,520

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

科 目	金 額	千円
売上高		296,333
売上原価		205,735
売上総利益		90,598
販売費及び一般管理費		107,991
営業損失(△)		△17,393
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,162	
その他	190	2,352
営業外費用		
支払利息	2,795	
保証債務費用	20	2,816
経常損失(△)		△17,856
特別利益		
助成金収入	5,145	5,145
特別損失		
コロナ関連損失	4,339	4,339
税引前当期純損失(△)		△17,051
法人税、住民税及び事業税		191
当期純損失(△)		△17,242

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計
		資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	前 期 繰 越 利 益	利益剰余金 合 計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
当 期 首 残 高	10,000				△42,848	△42,848	△32,848
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失					△17,242	△17,242	△17,242
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計					△17,242	△17,242	△17,242
当 期 末 残 高	10,000				△60,090	△60,090	△50,090

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円
当 期 首 残 高			△32,848
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			△17,242
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計			△17,242
当 期 末 残 高			△50,090

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針

1-1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

1-2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

1-3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法による償却）を採用しております。

なお、おもな耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10～15年

その他 4～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

1-4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に備え、支給見込額基準により計上しております。

1-5. 収益及び費用の計上基準

当社は、量販店や専門店への和装小物品の卸売販売を行っております。

商品の販売において、専門店及び量販店との取引については、商品等を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

1-6. 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用としております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 関係会社に対する短期金銭債権	692千円
関係会社に対する短期金銭債務	130,184千円
関係会社に対する長期金銭債務	202,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	4,839千円
仕入高	11,698千円
販管費及び一般管理費	15,522千円
営業取引以外の取引高	2,680千円

4. 関連当事者との取引に関する注記

4-1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	堀田丸正(株)	東京都 中央区	(被所有) 直接 100.0%	兼務 4人	商品の販売 資金の借入 経営指導	商品の販売 (注) 1	4,839	売掛金	689
						商品の仕入 (注) 1	11,698	未収入金	2
						経営指導料 (注) 2	2,922	買掛金	2,125
						業務委託	12,600	短期借入金	23,000
						支払利息 (注) 3	2,680	未払金	105,058
						借入の返済	24,000	長期借入金	202,000

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品販売及び仕入について、価格その他の取引条件は、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。
2. 経営指導料は、売上高に基づいて合理的に算出しております。
3. 資金の借入金利については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 取引金額に消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

5. 1株当たり情報に関する注記.

1株当たり純資産額	△250,453円55銭
1株当たり当期純損失	△86,212円96銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません

監査報告書

私監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

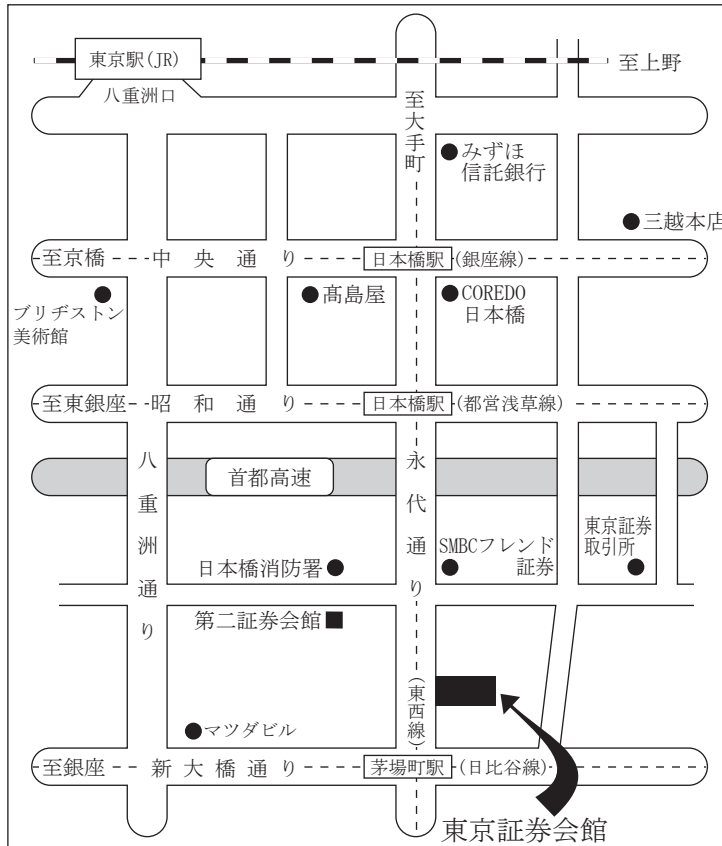
計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損失の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年5月18日

株式会社 吉利

監査役 伊井三喜男 ㊟

会場のご案内



交通機関

(東京メトロ東西線)

茅場町駅下車8番出口

(東京メトロ日比谷線)

茅場町駅下車8番出口